

# 「安心・元気の埼玉」の実現に向けた 提案・要望

## 分野別提案・要望

### 分野5 豊かな環境をつくる分野

# ■環境に優しい社会づくり

【警察庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

県担当課：温暖化対策課、エネルギー環境課、  
大気環境課、下水道事業課

## 1 水素エネルギーの普及拡大

【資源エネルギー庁】

### ◆提案・要望

- (1) 家庭用燃料電池（エネファーム）や業務・産業用燃料電池の政策的なコスト低減や技術開発を推進すること。
- (2) 水素ステーションの設置に対する財政支援を継続すること。
- (3) 水素ステーションに係る規制緩和を着実に実施すること。
- (4) 燃料電池バスの普及を促進するために財政支援を継続すること。
- (5) 長距離トラックや長距離バスなど産業用車両の用途拡大及び車種多様化を図ること。
- (6) 再生可能エネルギー由来のCO<sub>2</sub>フリー水素の利活用について推進すること。

### ◆本県の現状・課題等

水素社会の実現に向けて、家庭用燃料電池（エネファーム）や燃料電池自動車などの普及を加速しなければならないが、コスト、技術開発などの制約から普及が進んでいない。

#### <水素の利用拡大に向けた取組>

- ・ エネファームや業務・産業用燃料電池など水素の利活用設備は、導入や維持管理に要するコストが未だ大きく、普及が進んでいない。
- ・ 天然ガスから製造される水素は製造に伴いCO<sub>2</sub>が発生するため低炭素なエネルギーとなっていない。

#### <燃料電池自動車等の普及推進>

- ・ 燃料電池自動車の普及拡大には水素ステーションの更なる整備が不可欠であるが整備に要するコストが大きい。安全性の確保を前提として高圧ガス保安法等の規制緩和を進める必要がある。
- ・ 燃料電池自動車は導入コストが大きいうえ車種が少なく、普及が進んでいない。

## 2 分散型エネルギー社会の構築

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

### ◆提案・要望

- (1) 再生可能エネルギー活用設備・コージェネレーションシステムの導入及び運用費用を低減するため、設備・システムを導入する中小規模事業者を含む民間事業者に対する財政支援を一層拡充すると共に、地域で共同してコージェネレーションシステムを導入する組合等への支援制度を設けること。
- (2) 再生可能エネルギー活用設備の普及拡大を進めるため、技術開発などを通じて、性能向上や導入価格の低減を促進すること。
- (3) エネルギー変換効率が高い太陽熱の利用について、技術のPR及び導入にあたっての財政支援を行うこと。
- (4) 地中熱の利用について、地下水や地盤環境、生態系に影響を与える可能性があるため、最適な地中熱利用の在り方の研究を進めること。
- (5) 再生可能エネルギーの導入を契機として、地域に新しい産業活動が生まれ、地域経済が活性化することから、再生可能エネルギーを活用した地域活性化施策に関する支援を継続・強化すること。
- (6) 下水汚泥や廃棄物等を活用したバイオマス発電を普及・拡大していくため、発電した電気の買取価格を維持するとともに、普及・拡大の支障となる、一部地域での電力系統連系への制約を解消すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 平成27年7月16日に決定した「長期エネルギー需給見通し」では、2030年度の電源構成として再生可能エネルギーの割合を22～24%程度に、コージェネレーションシステムの割合を11%程度にする目標が示された。  
また平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの主力電源化やコージェネレーションシステムの導入拡大を進めていくことが明記された。
- ・ 再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムを地域で共同して整備し、電気や熱のエネルギーを融通し合う分散型エネルギー社会は、エネルギーを効率的に活用することでCO<sub>2</sub>の削減を図れるとともに、災害時のライフラインの確保につながる。
- ・ 地域資源の有効活用により生み出された再生可能エネルギーは地域経済の活性化に貢献するというメリットもある。
- ・ 分散型エネルギー社会は、低炭素で高効率、災害にも強く、エネルギーの地産地消による地域経済への貢献につながるものとして期待されているが、それらの設備導入に要する費用や運用費がかかるという課題がある。
- ・ バイオマス発電については、今後、太陽光発電のように買取価格が引き下げられた場合は、普及・拡大のための大きな支障となることが考えられる。
- ・ 令和2年2月時点で、一部地域では電気の系統に空容量がなく、再生可能エネルギーの系統連系が原則不可能となっている。

### 3 住宅やまちづくりの低炭素化に向けた総合的な支援の拡充

【経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

#### ◆提案・要望

- (1) 住宅の低炭素化に向け、一般工務店によるZEH建築の更なる支援策を講じること。
- (2) 既築住宅の断熱化に対して更なる支援策を講じること。
- (3) 認定低炭素住宅への税制上の支援制度の対象に既築住宅を加えること。
- (4) 地中熱利用設備等の省エネ設備導入に対する財政支援を拡充すること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 政府は2020年までに、注文戸建住宅の過半数をZEH（ゼロエネルギーハウス）化、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指すことを掲げている。
- ・ しかし、国が令和元年度に実施したZEH支援事業の補助状況はハウスメーカーが76.9%、一般工務店が23.1%と、ハウスメーカーと比較すると一般工務店の補助申請件数が少ない状況にある（一般社団法人環境共創イニシアチブ公開データより）。
- ・ 本県では県内の新築住宅の過半数を供給している中小工務店のZEH建築事業者を対象にして、ZEH建築に必要なエネルギー計算や設計手法に関する研修・相談など、支援策を講じてきた。
- ・ また、既存住宅の断熱化は喫緊の課題であり、無断熱住宅が全体の約4割を占める既存住宅の低炭素化に向けて、リフォームなどにより住宅の断熱改修を実施する場合の税制上の支援制度の拡充や、補助制度の拡充などの措置を講じる必要がある。
- ・ 太陽光以外の再生可能エネルギーの適地が少ない本県において、地中熱利用の普及は低炭素化に向けた有効な方策である。しかし住宅用地中熱利用設備については、導入にあたり地中深くに採熱管を埋設する必要があり、施工が大規模で高額となることから普及が進んでいない。
- ・ 本県では住宅用地中熱利用設備の省エネ効果の解析や導入コストの低減等を目的として、実証設備を用いた検討を実施しているが、国においても普及に向けた技術的、財政的支援を講じる必要がある。

## 4 次世代自動車等の普及に向けた推進

【警察庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

### ◆提案・要望

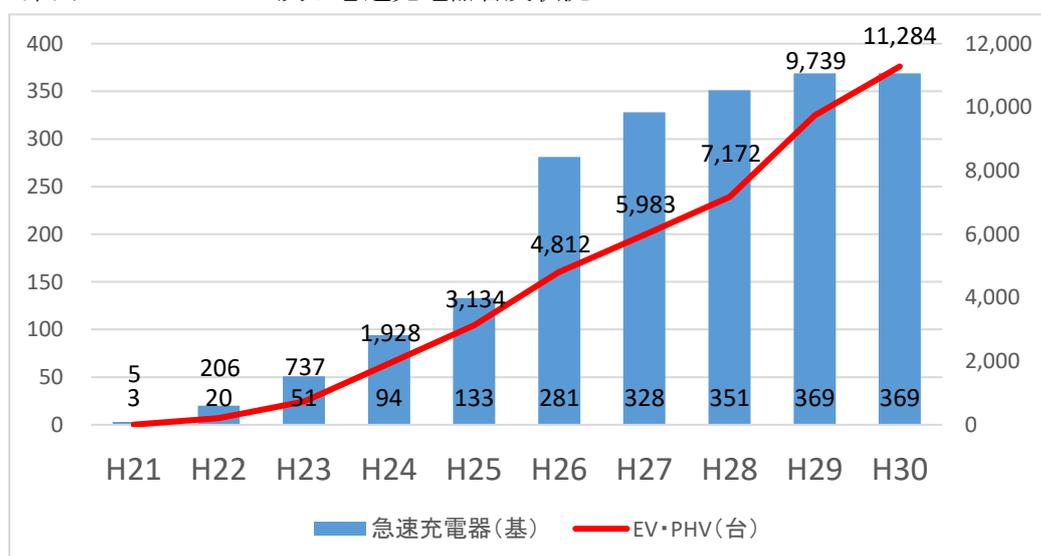
- (1) 次世代自動車の購入及び充電インフラ整備のための補助制度を継続・拡大すること。
- (2) 同一敷地内における複数の電気需給契約に関する電気事業法の特別措置の適用範囲を急速充電器のみではなく普通充電器にも拡大すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の二酸化炭素排出量の約4分の1が運輸部門からの排出であることから、二酸化炭素の排出が少ない次世代自動車の普及が必要である。
- ・ 埼玉県地球温暖化対策実行計画では、2020年（令和2年）における本県の温室効果ガス排出量（需要側）を2005年（平成17年・基準年）に比べて21%削減する目標を掲げているが、本県の2017年度（平成29年度）の温室効果ガス排出量は、基準年度比で13.3%の削減にとどまっている。
- ・ 埼玉県5か年計画では、県内の次世代自動車の普及割合（乗用車登録台数に占める次世代自動車の登録台数の割合）を令和3年度末までに33%にするという目標を設定しているが、本県では平成31年3月末現在、次世代自動車の普及割合が20.2%（全国21.7%）である。
- ・ このうち、EV・PHVについては、ガソリン車との価格差の解消及び充電場所のさらなる整備が、普及のために欠かせないと考えられる。このため、車両購入及び充電インフラ整備のための補助金継続等を要望するものである。
- ・ 現状、電気需給契約は同一敷地内での複数契約を原則認めていないが、急速充電器については例外とされている。この措置を設置コストが低い普通充電器にも拡大すれば民間事業者による設置を促すことができる。

### ◆参考

○埼玉県内のEV・PHV及び急速充電器普及状況



## 5 再生可能エネルギーの普及拡大

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

### ◆提案・要望

- (1) 家庭において、再生可能エネルギー電力の自家消費や非常用電源の確保を促すため、蓄電池の導入支援を充実させるとともに、節電・熱利用を効率的に組み合わせることができるよう支援すること。
- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、電力消費者の過度な負担にならないよう努めること。

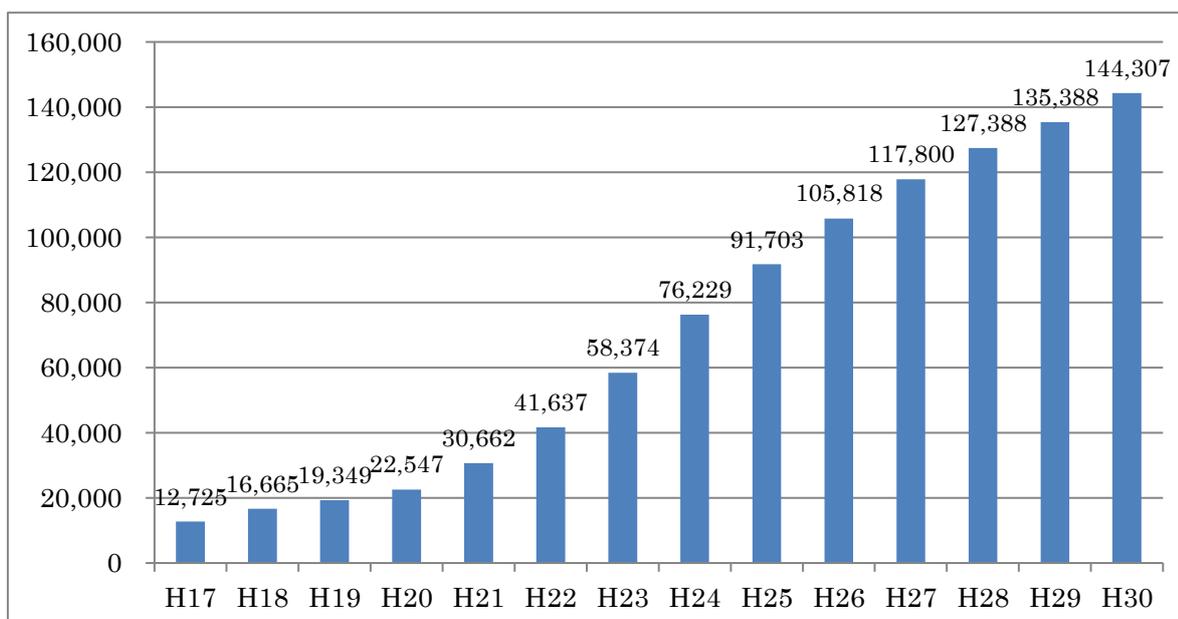
### ◆本県の現状・課題等

- 平成 27 年 7 月に決定された「長期エネルギー需給見通し」では、2030 年度の電源構成として再生可能エネルギーの割合を 22～24%程度にする目標が示され、平成 30 年 7 月に閣議決定された「第 5 次エネルギー基本計画」では主力電源化することが明記された。  
一方、本県の平成 30 年度末の住宅用太陽光発電設備の累計設置基数は 144,307 基であり、単年度の設置基数は平成 24 年度をピークに年々減少している。
- 本県では平成 26 年度から、太陽光発電の利用拡大に資する住宅用蓄電池及び住宅用省エネ設備として、エネファーム、太陽熱利用システム、地中熱利用システムの導入支援を行っている。
- 電力需要家が負担する再生可能エネルギー発電促進賦課金については、家庭などの過度な負担にならないようにする必要がある。

### ◆参考

○住宅用太陽光発電設備設置数の推移

(基)



## 6 大規模太陽光発電設備の適正な設置

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

### ◆提案・要望

- (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）の抜本見直しにおいて、地域住民への配慮、防災、環境保全及び景観保全などに係る規定を実効性がある形で反映させること。
- (2) 再生可能エネルギー固定価格買取制度（以下「FIT」という。）認定の事業計画の審査においては、国で定める事業計画策定ガイドラインに沿って審査を厳格に行うこと。
- (3) 地域住民への配慮や、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全を考慮した土地開発について、同ガイドラインに従って適切に事業を行うよう事業者を指導すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ FITにより参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られておらず、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、様々な問題が顕在化している。
- ・ 国はFIT法を改正（平成29年4月施行）して事業計画策定ガイドラインを策定するなど一定の対応は行ってきた。しかしながら発電事業者のなかには地域住民への配慮を欠き、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全を損なうなど、県民の安心安全を損なう事例も発生している。
- ・ 太陽光発電施設は、国が所管するFIT法と電気事業法以外は適用されないことが多く、自治体が所管する法規制では対応できないケースが多い。
- ・ 県は太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（雛形）を示し、県内26市町村がガイドライン等を策定して対応しているが、指導・助言に基づく対応では限界がある。
- ・ 令和2年度中にFIT法の抜本見直しが予定されていることから、まずは地域住民への配慮、防災、環境保全及び景観保全などに係る規定を実効性がある形でFIT法に反映すべきである。

## 7 地球温暖化対策推進のための基盤整備

【経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

### ◆提案・要望

地方公共団体における温室効果ガス排出量を適切に把握するため、区域内の電気事業者別電気使用量を把握できる仕組みを構築すること。

### ◆本県の現状・課題等

- 地方公共団体における温暖化対策の推進に当たっては、温室効果ガス排出量の実態把握が必要となる。そのためには区域内における電気使用量の把握が不可欠である。
- 国は、電気事業者に対しては、電気関係報告規則に基づく定期報告（発受電月報）を求め、その内容を公表しているが、区域内の電気使用量を把握できる資料は公表されていない。
- そのため、埼玉県内における電気使用量を把握することが出来ず、温暖化対策の施策の効果を適切に評価することが困難である。

## 8 排出量取引制度の早期導入

【経済産業省、環境省】

### ◆提案・要望

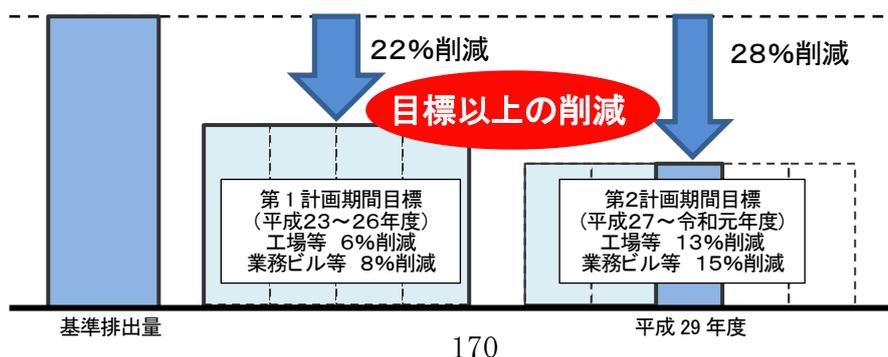
- 排出量取引制度の創設について法制化し、早期導入を図ること。
- 導入に当たっては、既に実施している本県や東京都の制度に鑑み、キャップ&トレード方式の排出量取引制度とすること。

### ◆本県の現状・課題等

- 排出量取引制度については東京都が平成22年度から本県は平成23年度から開始している。
- 世界的にはすでに約40の国と20以上の地域で排出量取引制度が導入され、本県と東京都も含め高い効果をあげている。
- 地球温暖化対策は喫緊の課題であることを認識し、速やかに排出量取引制度を全国的に導入する必要がある。
- 排出量取引制度を導入するに当たり、先行している東京都や本県の制度により削減を進めている事業者にとって、不利なものとならないよう配慮する必要がある。

### ◆参考

### 排出量取引制度のCO<sub>2</sub>削減実績



## 9 ヒートアイランド対策の推進

【国土交通省、環境省】

### ◆提案・要望

地方公共団体や事業者による効果的な対策の実施を促進するため、ヒートアイランド現象の原因やメカニズムの解明を行うとともに、広域的な実効性あるヒートアイランド対策を講じること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県においては、50年前と比べ、熱帯夜の年間日数が1.4日から16.7日へ、猛暑日は5.2日から18.7日へ増加するなど、ヒートアイランド現象の影響が現れている。
- ・ 平成30年7月23日には熊谷市で国内最高気温を更新する41.1℃を記録し、ヒートアイランド現象の影響が顕在化している。平成30年の本県内の熱中症による救急搬送者数は6千人を超え、過去最多となるほか、令和元年も例年以上となる4千人を超える搬送者数となっている。
- ・ 熱中症による救急搬送者のうち、半数近くが高齢者となっている。2025年には団塊の世代が後期高齢者となるなど、今後、高齢者の増加が急速に進む。熱中症リスクの高い高齢者を守る観点からも対策が求められる。
- ・ ヒートアイランド現象の原因は、緑地・水面の減少、人工物・舗装面の増加等の地表面被覆の人工化、都市への建築物の集積、人工排熱の増加など多くの要因が絡み合っており、効果的な対策の実施のためには、原因やメカニズムの解明が不可欠である。
- ・ また、ヒートアイランド現象は都市化した地域に共通する課題であり、地方公共団体の区域を超えた広域的な対応が求められているが、実効性ある対策が十分に行われていない。

# ■公害のない安全な地域環境の確保

【文部科学省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省、原子力規制庁】

県担当課：環境政策課、大気環境課、水環境課、  
建築安全課、企業局総務課、下水道管理課

## 1 東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応

【文部科学省、資源エネルギー庁、環境省、原子力規制庁】

### ◆提案・要望

- (1) 放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき除去した土壌の適切な処理が進むよう、国の責任において処分基準を定めるとともに具体的な手法を示すこと。
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所の事故により地方公共団体が支出した放射線対策のための費用については、事故がなければ生じることのなかった損害であることから、その範囲を幅広く捉え、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という）による賠償が確実に行われるよう国が責任を持って、東京電力を指導及び支援すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により生じた、汚染された土壌等の処理や損害賠償などの課題が依然として解決していない状況である。
- ・ 本県でも、放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域に指定されている三郷市、吉川市では、除染に伴い生じた合計7,284m<sup>3</sup>の除去土壌を学校、公園等で現場保管、又は仮置場で保管している（令和2年3月末現在）。また、それ以外の地域でも、国のガイドラインに準じて同様の措置を実施している。
- ・ しかし、除去土壌の処分の基準が定まっていないことから処分が進まず、現場保管等の期間も長期化しており、地域住民の安全・安心の確保のため、国による早期対応が求められている。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の汚染に対し、地方公共団体は空間放射線量、食品・飲料水等の放射線量の測定、除染の実施、その他広報活動など地域の安心・安全の確保を目的に様々な対策を実施している。
- ・ こうした対策は事故がなければ必要のなかった業務であることから、県は、平成30年度分までの費用として東京電力に約85億8千万円の損害賠償請求を行い、令和2年3月末現在、約50億7千万円が納付されている。

## 2 光化学オキシダント対策の推進及びPM2.5（微小粒子状物質）に係る取組の強化

【環境省】

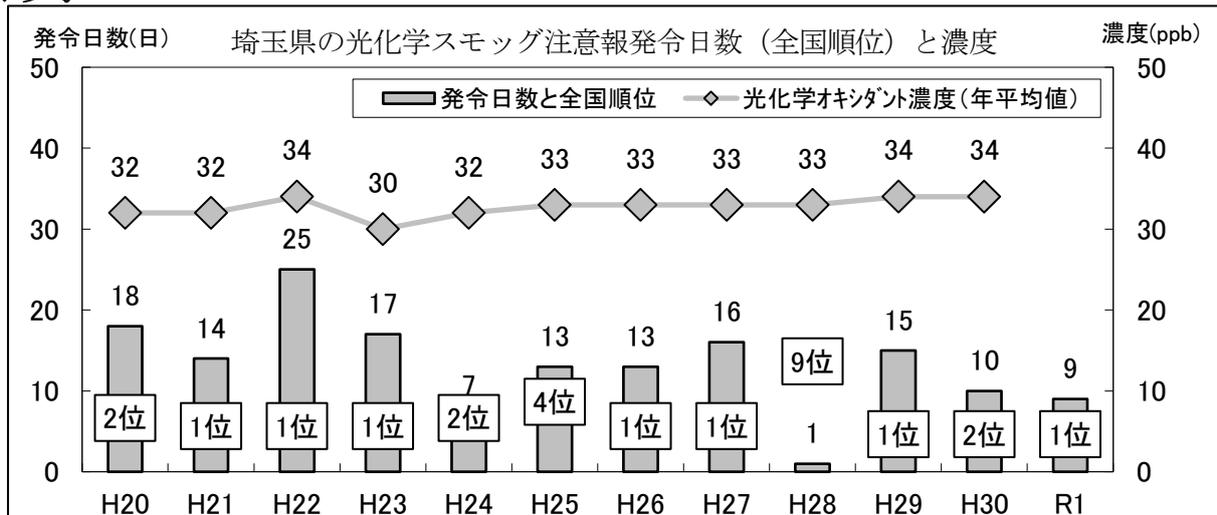
### ◆提案・要望

- (1) 光化学オキシダント及びPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うこと。
- (2) 光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOC（揮発性有機化合物）について、排出量のさらなる削減に向けて、地域の状況を踏まえた削減目標を新たに設定するなど、総合的な削減対策を推進すること。
- (3) VOC排出抑制策における自主的取組が一層推進されるよう、法規制の対象とならない中小事業者等に対し、財政支援等の必要な措置を講じること。
- (4) 自動車NO<sub>x</sub>・PM法による車種規制について、今後も継続するとともに、流入車を含めた実効性のある自動車排出ガス対策を講じること。また、NO<sub>x</sub>（窒素酸化物）排出量の多いディーゼル重量車の更新が促進される措置を講じること。
- (5) 新車時の排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、実走行時の排出ガスの状況を的確に把握できる測定法の導入及びディーゼル重量車の実走行時の排出ガスを低減させる措置を講じること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の光化学オキシダント環境基準達成率は長年0%であり、また、本県のPM2.5環境基準達成率は平成30年度に初めて100%に達したことから、安定的に環境基準を達成させていく必要がある。
- ・ 光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOCについて、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度は、近年においては削減が鈍化傾向となっており、光化学オキシダント及びPM2.5の大幅な改善は見込めない状況となっている。
- ・ 自動車からの排出ガスについては、依然として光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOCやNO<sub>x</sub>等の主要な発生源となっている。
- ・ このような状況の中、大気環境のさらなる改善に向けて、光化学オキシダント及びPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を超えた総合的かつ広域的な原因物質削減対策を推進することが重要である。

◆参考



### 3 大気汚染防止法に基づく石綿規制の強化

【環境省】

#### ◆提案・要望

- (1) 一般環境及び建築物の解体等工事の周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。
- (2) 大気汚染防止法に定める特定工事に該当するか否かの事前調査及び大気汚染防止法に基づき石綿除去作業が終了した際において石綿の取り残しがないこと（封じ込め又は囲い込みを行う場合には適切な措置が取られていること）の作業確認について、実施する者の資格要件及び利害関係のない第三者による実施を明確に規定すること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、一般環境及び建築物の解体等工事の周辺で大気中の石綿濃度を測定している。しかし、これらの評価基準が設定されていないため、測定された石綿濃度の取扱いに苦慮している。  
現在は、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設（※1）に適用される敷地境界基準（※2）や国のアスベスト大気濃度調査検討会の報告書（平成25年10月）の目安（※3）を参考している状況である。

※1 特定粉じん発生施設：解綿用機械、紡織用機械、切断機等（石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。）

※2 石綿の濃度 10 本/L

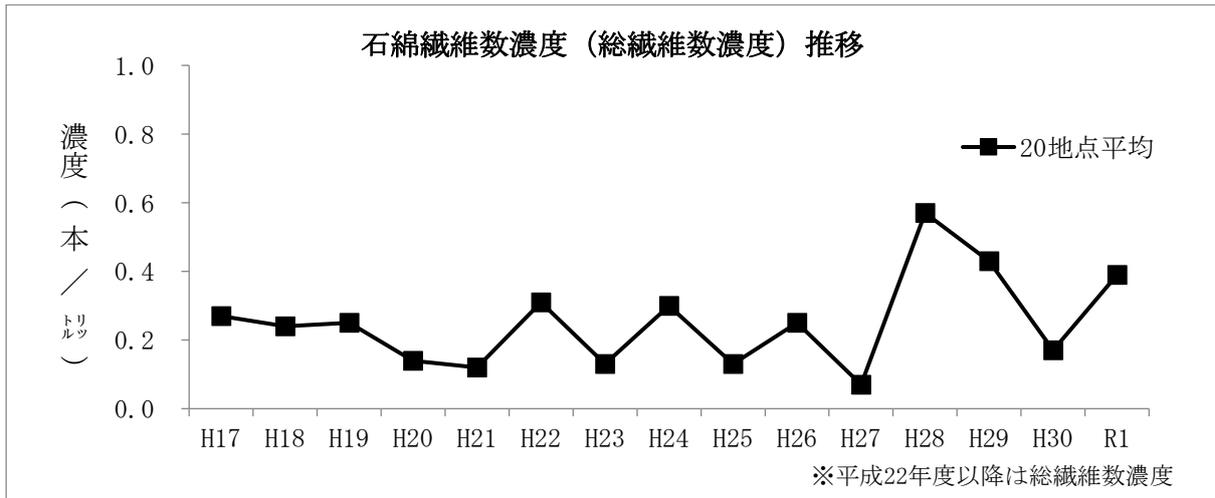
※3 石綿繊維数濃度 1 本/L

- ・ 特定工事に該当するか否かの事前調査や石綿除去作業終了時における石綿の取り残しがないこと（封じ込め又は囲い込みを行う場合には適切な措置が取られていること）の作業確認については、高度な専門知識が必要である。

また、事前調査及び作業確認は正確・公正かつ客観的に行う必要があることから、利害関係のない第三者が行うべきである。

しかし、事前調査や作業確認に当たり、専門知識に関する資格要件や第三者による実施についての規定はなく、事前調査時の特定建築材料の見落としにより届出がないまま石綿除去作業を実施することや、作業確認時に石綿の取り残しを見落とすことにより、石綿飛散流出事故が発生している。

◆参考



## 4 アスベスト対策に係る支援の充実

【国土交通省】

### ◆提案・要望

社会資本整備総合交付金について、アスベスト含有調査等に関する事業及び除去等に関する事業の期限を撤回すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 現在では建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用することは禁止されているが、過去に建てられた建築物においては、吹付け材にアスベストが含まれている建築物があり、露出したままで放置しているとアスベストが飛散するおそれがある。
- ・ 吹付け材が露出している建築物については、含有調査を実施し、アスベストの飛散のおそれがある場合には、除去するなど早急に対策工事を行う必要がある。
- ・ アスベスト対策に係る国の社会資本整備総合交付金のうち含有調査等にあつては、平成29年度末までに着手したものを対象としていたが、業界団体等の参加する連絡会議を設置していることなどを条件に令和2年度末までに着手したものを対象とする延期がされた。
- ・ しかしながら、含有調査等及び除去等ともに令和2年度末までに着手したもとのする期限が定められており、依然として対策継続上の課題となっている。

# ■ 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

【経済産業省、国土交通省、環境省】

県担当課：水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、  
建設管理課、水道管理課

## 1 放射性物質を含む浄水発生土の再利用の推進

【国土交通省、環境省】

### ◆提案・要望

- (1) 放射性物質を含む浄水発生土の再利用に対する理解が得られるよう、浄水発生土の安全性及び再利用の促進について広く周知を行うこと。
- (2) 放射性物質濃度を低減させるための技術の開発や新たな再利用方法の研究など、浄水発生土の処分・再利用促進のための実効性のある具体的な方策を早急に進めること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故により、浄水場で排出される浄水発生土から放射性物質が検出されている。
- ・ 「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」により、放射性物質が検出された浄水発生土の処分・再利用についての基準が示された。
- ・ また、放射性物質汚染対処特措法により、放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下である浄水発生土の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に沿った取扱いを行うことが示された。
- ・ さらに、平成25年3月13日厚生労働省健康局長通知により、浄水発生土の園芸用土やグラウンド土への有効利用に関する基準も示された。
- ・ これらにより、検出される放射性セシウムの濃度によっては、園芸用土やグラウンド土への有効利用やセメント原料等への再利用が可能となっている。
- ・ 現在、浄水場で排出される浄水発生土の放射性セシウム濃度は、この基準を大きく下回っているものの、安全性に対する国民の懸念から事故以前のように園芸用土やグラウンド土として全量有効利用することが困難な状況にあり、事故以後はセメント原料としての再利用を余儀なくされ、多額の費用を必要としている。
- ・ また、事故当初に発生した高濃度の放射性物質を含む浄水発生土については、徐々にセメント原料としての再利用を進めているが、未だ大量の浄水発生土の保管を余儀なくされている。

### ◆参考

○保管を余儀なくされている浄水発生土 (R2.3月末現在)

浄水場での保管を余儀なくされている浄水発生土

約 46,000 トン

## 2 石綿含有廃棄物の再生砕石への混入防止対策の推進

【国土交通省、環境省】

### ◆提案・要望

石綿含有廃棄物の再生砕石への混入を防止するため、建築物その他工作物の解体工事における石綿含有廃棄物の分別排出を徹底させるよう、法整備を行うこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 敷設された再生砕石中から、石綿含有廃棄物が発見される事例が発生している。
- ・ 混入の原因として、解体工事現場で石綿含有廃棄物が十分に分別されず、コンクリート塊の破砕施設に搬入される実態がある。
- ・ 石綿含有建材の取扱いは、建築物その他工作物の分別解体、建設廃棄物としての適正処理の各段階において、建設リサイクル法、廃棄物処理法等の関係法令により規定されているが、依然としてがれき類や下ごみ等への石綿含有建材の混入が懸念される状況にあり、当該混入の防止を徹底するためには現行の法制度では不十分である。
- ・ 破砕施設において原料の十分な確認を行うことを前提としながらも、建設リサイクル法における対象規模の拡大など、解体段階での分別排出を徹底する必要がある。
- ・ 持続可能な社会の構築にむけ、建設資材のリサイクルを今後も促進していくためには、再生砕石の信頼性を確保することが急務である。

### 3 廃棄物の発生抑制・再利用の推進

【経済産業省、環境省】

#### ◆提案・要望

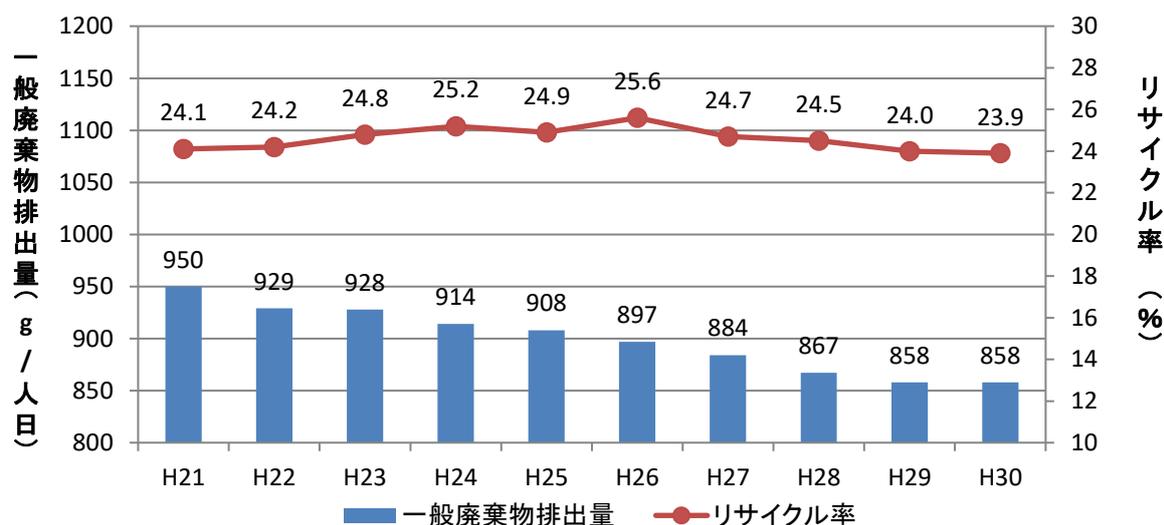
- (1) 拡大生産者責任を徹底し、製造事業者等の（環境配慮設計、軽量化等）の取組を推進するため、再商品化等料金を商品購入時に支払う制度とするなど、特定家庭用機器再商品化法等の各種リサイクル関連法令を改正し、関連制度を整備すること。
- (2) 大量廃棄が見込まれる太陽電池モジュールのリユース、又はリサイクルを推進するため、必要なリサイクル技術の開発支援と社会的システムの確立に資する制度を整備すること。
- (3) 事業系食品ロス削減に向けて、納品期限（いわゆる1/3ルール）の緩和について、「全国一斉」商慣習見直し運動を実施することとなっている。中小の食品関連事業者が積極的に取り組める国民運動として展開をするとともに、制度化に向けて取り組むこと。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ リデュース・リユースの指標である本県の1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、平成19年度以降減少しているが、近年減少量は横ばい傾向にある。
- ・ また、一般廃棄物のリサイクル率は、横ばいで推移している。

#### ◆参考

○埼玉県の一 人 一 日 当 た り の 一 般 廃 棄 物 排 出 量（単位：グラム）とリサイクル率（%）の推移



## 4 マイクロプラスチック・河川プラスチックごみの削減事業に対する支援の拡充

【環境省】

### ◆提案・要望

河川でボランティア団体が実施するマイクロプラスチック・河川プラスチックごみ削減に係る取組に対し、内陸自治体が行う支援に要する経費を補助対象とすること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は、森林豊かな山地を水源とする荒川や、平坦な農村地帯を流れる中川など多彩な河川が存在する。また、内陸自治体であるが、人口が多くプラスチック製品の大消費地であることから「川の国埼玉からプラスチックごみを海に流さない」ことをスローガンに掲げ、河川ごみへの対策を推進している。
- ・ 具体的には、ボランティア団体（川の国応援団：682団体登録）による河川ごみの回収について、回収作業用品などの資材を提供しているほか、リーダー研修、交流会の開催など人材の育成を支援する等の取組を進めている。
- ・ 国は、地域環境保全対策費補助金により、地方自治体を実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し補助制度を設けているが、内陸自治体の取組については海洋沿岸自治体との連携が前提となっている。
- ・ 河川を流下するごみへの取組は海洋汚染の未然防止対策であり、内陸自治体がこれらの取組を推進することは、結果として海洋沿岸自治体が海岸の清掃のために要する負担を軽減することに直結する。
- ・ ついては、内陸自治体が単独で行う河川プラスチックごみ削減対策を補助制度の対象とすることが必要である。
- ・ 合わせて、内陸自治体を実施する河川ボランティア団体（川の国応援団）が行う取組も海洋汚染対策として位置付け、これらの団体に対し内陸自治体が行う資材の提供、処分費用の負担、人材育成などの支援に要する経費を補助制度の対象とすることが必要である。

## 5 PCB廃棄物の適正処理の推進

【経済産業省、環境省】

### ◆提案・要望

- (1) 全てのPCB含有機器を使用する事業者に対して、経済産業省が保有するPCB電気工作物データ等を活用し、令和9年3月の処理期限前に使用者が自主的に含有機器の使用を中止することを呼びかけるとともに、その処理方法について周知する等、期限内の確実かつ適正な処理推進のため、効果的な広報を実施すること。
- (2) 低濃度PCB含有機器について、処分期限までに計画的に処理が進むよう、処理体制の充実・多様化や、使用廃止期限の法への明示等、早急に対策を検討すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 民間会社、鉄道事業者、学校、公共施設等で保管されているPCB廃棄物については、令和9年3月末までに確実に処分しなければならない。
- ・ 県内における使用中の機器を含めたPCB廃棄物の保管台数は、変圧器が約3万台、コンデンサーが約1.6万台、蛍光灯安定器が約9.2万台と推計されている。
- ・ これらのPCB廃棄物を期限内に適正処分するため、県では保管している事業者の掘り起こしや、定期的な立入検査による指導を実施している。
- ・ しかし、低濃度PCB含有機器はまだ使用中の機器が多い。使用中の機器について、所有者に自治体への届出義務がなく、法に使用廃止期限が明示されていないことから、事業者への周知や指導に苦慮している。

## 6 廃棄物の不適正処理事案対策としての原状回復基金の拡充と新制度創設

【環境省】

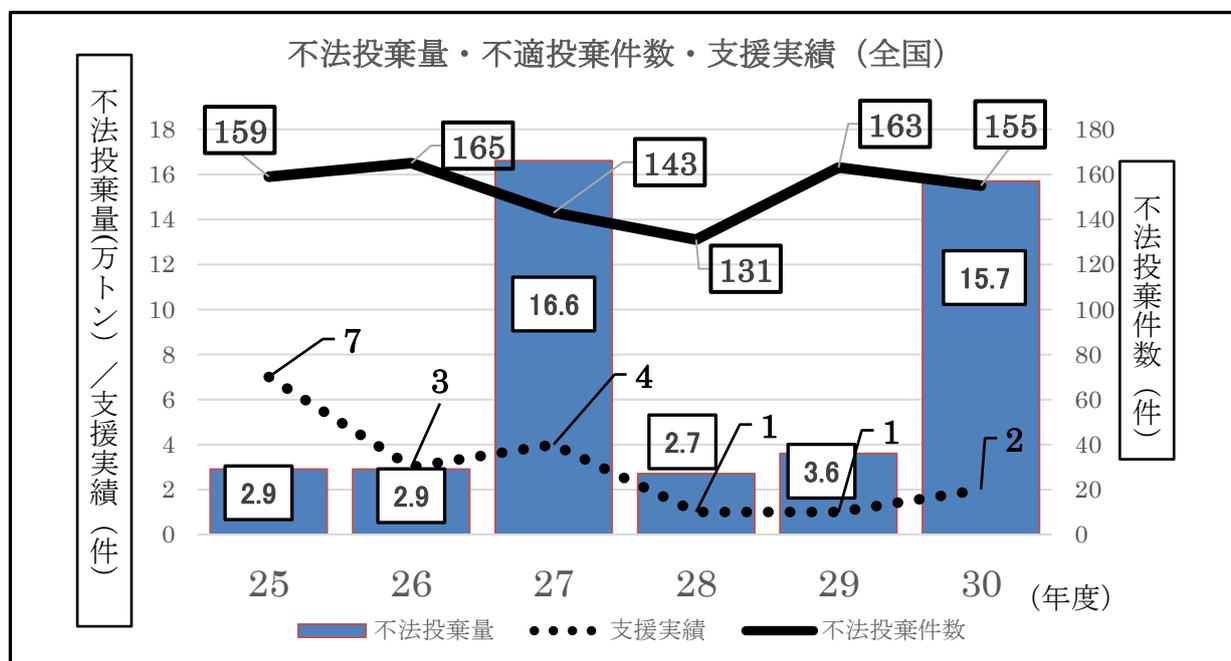
### ◆提案・要望

- (1) 不適正処理事案の是正を推進するため原状回復基金を増額すること。
- (2) 廃棄物処理法に基づく行政代執行事案以外のものであっても、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案であれば、原状回復基金による支援の対象とすること。
- (3) 不適正事案の発生抑制や行為者が行方不明や資金不足となった場合に対応するものとして、原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 廃棄物の放置等の不適正処理は、原因者がその原状回復を行うことが原則である。
- ・ 原因となる者は、排出者、処分業者であるが、いずれの場合も、資力不足や倒産、原因者の行方不明や死亡等により、廃棄物が放置される事案が多い。そのため、やむを得ず撤去等に取り組む都道府県にとっては、その経費が大きな財政負担となっている。

### ◆参考



※集計対象は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件当たり10万トン以上の事案

## 7 産業廃棄物処理施設の水源地等への立地規制の創設

【環境省】

### ◆提案・要望

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可の基準について一層の明確化を図るとともに、環境保全が必要な水源地等への立地規制など地域の実情に応じた産業廃棄物処理施設の立地規制を行うことができるよう法整備を行うこと。
- (2) 水源地等の地域は水環境の保全が求められることから、これらの地域に近接した場所への産業廃棄物処理施設の立地を規制する許可基準を創設すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 産業廃棄物処理施設の設置については、立地を規制する定めがなく、水源地等であっても許可要件に合致すれば許可せざるを得ない。
- ・ いかなる保全措置を講じても、水源地との距離は市民の安心感に大きく影響する。

## 8 土砂の適正管理のための法制度の整備

【国土交通省、環境省】

### ◆提案・要望

- (1) 土砂の排出、堆積に関して必要な規制を行うことができるよう法整備を行うこと。
- (2) 建設発生土を発生地から搬出する場合、あらかじめ処理計画を作成して行政庁に届出することを義務付けるなど、建設発生土の発生者の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、自治体が情報共有できる仕組みを設けること。
- (3) 建設発生土の搬入・埋立て等の行為については、許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可基準を定めること。
- (4) 廃棄物と同様、不適正な処理を行った者に対する罰則規定（法人重課を含む。）を定めること。
- (5) 不適正な処理が行われている行為地について、迅速に行為の停止や改善を求め、強制力を伴う立入検査等の必要な権限に関する規定など、実効性を担保する規定を設けること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 土砂の堆積等の行為を直接規制する法令が無いと、土砂が大量に山積みされるなど、不適正な事例が全国的に見受けられる。
- ・ 本県では平成15年2月から「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を定め、建設発生土等の排出段階から規制を行っているが、県域を越え広域的に土砂が流通した場合には、発生元の自治体と処分先の自治体で個別の制度を運用しているため、効果的な対策を講じるには限界がある。

# ■みどりの保全と再生

【財務省、農林水産省、林野庁、国土交通省】

県担当課：みどり自然課、森づくり課

## 1 森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保

【農林水産省、林野庁】

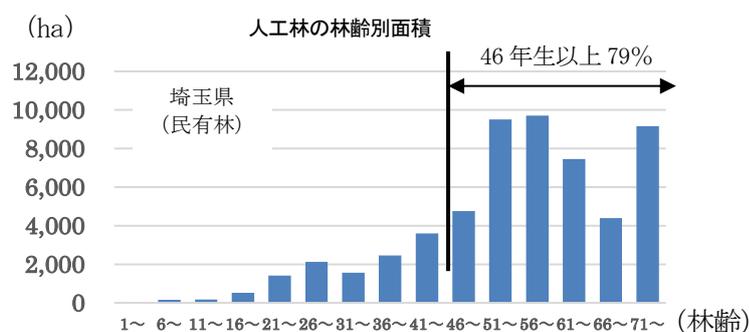
### ◆提案・要望

森林の循環利用による地球温暖化防止への貢献等、森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保を図ること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 戦後植栽された人工林は木材価格の低迷などにより皆伐・再造林が進んでおらず、本県では46年生以上の森林が約8割となるなど、「森林の少子高齢化」が進んでいる。
- ・ 皆伐・再造林による森林の循環利用が促進されれば森林が持つ二酸化炭素の吸収能力が向上するほか、林業生産の活発化による雇用創出、木質バイオマスの活用等が図られ、山間地域の活性化が期待できる。
- ・ このため、国の助成制度を活用し皆伐・再造林を強力に進め、森林の循環利用を図っていく必要がある。
- ・ また、令和元年度から譲与が始まった森林環境譲与税は、森林所有者が経営管理できない森林や、所有者不明の森林等のうち、奥地など条件不利により意欲と能力のある林業経営者へ経営管理を委託できない森林において、市町村が所有者に代わり整備する費用に充てられるものである。
- ・ 整備費用に森林環境譲与税を充てられない森林においては、引き続き国の助成制度を活用して間伐等を適正に行い、公益的機能の維持・発揮をさせていく必要がある。
- ・ 従って、国の森林整備に関する助成制度の継続と必要な予算の確保は、県における森林整備を今後も適正に進めていくために必要である。

### ◆参考



1年当りのおおよその炭素吸収量 (単位：t/ha・年)

	20年生前後	40年生前後	60年生前後	80年生前後
スギ	3.3	2.3	1.1	0.8
ヒノキ	3.1	2	1.1	0.3
天然林 広葉樹	1.4	1	0.3	0.1

出典：(独) 森林総合研究所温暖化対応推進拠点

## 2 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充

【財務省、国土交通省】

### ◆提案・要望

- (1) 平地林の相続の際も農地と同様に平地林として維持することで、相続税の納税を猶予し免除する制度を創設すること。
- (2) 地方公共団体の条例に基づく指定緑地においても、特別緑地保全地区内の山林と同様に相続税課税評価が軽減される制度を創設すること。
- (3) 平成24年度から特別緑地保全地区の指定権限が市町村に移譲されるなど、緑地の保全に関わる地方公共団体の役割はますます大きくなっていることから、地方公共団体が保全のため公有地化する費用について、国庫補助率の引上げを図ること。
- (4) 緑地の公有地化に係る譲渡所得特別控除額を、道路や河川など公共事業と同様に土地収用法対象事業並みの5,000万円に引き上げること。
- (5) 相続で物納された平地林は、公売により第三者が購入した場合、平地林として保全されず開発されてしまうことがほとんどである。このため、地方公共団体への無償貸付など物納された平地林を保全するための制度を創設すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は首都圏に位置しながら、武蔵野の面影を残す平地林、豊かに広がる田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されている。しかし、都市化の進展などにより、緑が年々減少している。緑地が持つ公益的機能を十分に活かし、自然と共生した快適な生活環境を確保していくため、緑地の保全を図ることが重要な課題となっている。
- ・ 高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因の一つとなっていることから、緑地減少の大きな要因となっている。
- ・ 貴重な緑地の保全を図るために地方公共団体では、将来にわたって確実に自然環境を守っていくために公有地化に努めているが、厳しい財政状況の中で公有地化が進まない状況にある。
- ・ 相続税として物納された平地林は、保全の必要性を認識していても厳しい財政状況の中で地方公共団体を買取りによる対応ができず、公売され最終的に開発されてしまう。このため、物納された貴重な平地林については、地方公共団体が保全できる仕組みが必要である。

# ■川の再生

【国土交通省、環境省】

県担当課： 水環境課、下水道事業課

## 1 市町村による浄化槽整備の推進

【環境省】

### ◆提案・要望

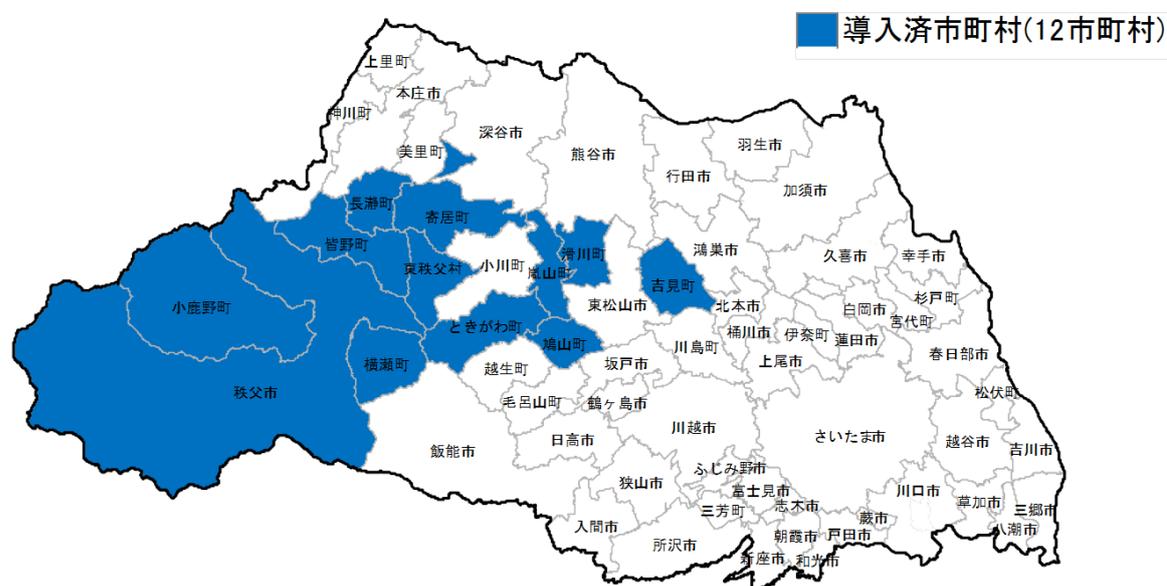
- (1) 循環型社会形成推進交付金の公共浄化槽等整備推進事業の補助率の引上げや市町村の事務的経費に対する補助制度の創設など、公共浄化槽の整備を促進するための措置を講じること。
- (2) 浄化槽放流水の排水路の整備のための措置を講じること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 河川の汚濁原因の約75%は生活排水によるものであり、生活排水対策の推進が急務となっている。そのため、県では浄化槽整備区域において補助事業により、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの合併処理浄化槽への転換を進めている。
- ・ 公共浄化槽（公共浄化槽等整備推進事業）の導入に当たっては、地域住民への周知、中・長期的な事業収支予測、維持管理や使用料徴収に係るシステム開発など、事務的、財政的な負担があり、導入を検討する市町村の課題となっている。
- ・ また、公共浄化槽整備に必要となる浄化槽排水路整備に要する費用が多額となっている。

### ◆参考

○公共浄化槽導入市町村（令和元年度末時点）



## 2 下水道の整備に対する財政支援の拡充

【国土交通省】

### ◆提案・要望

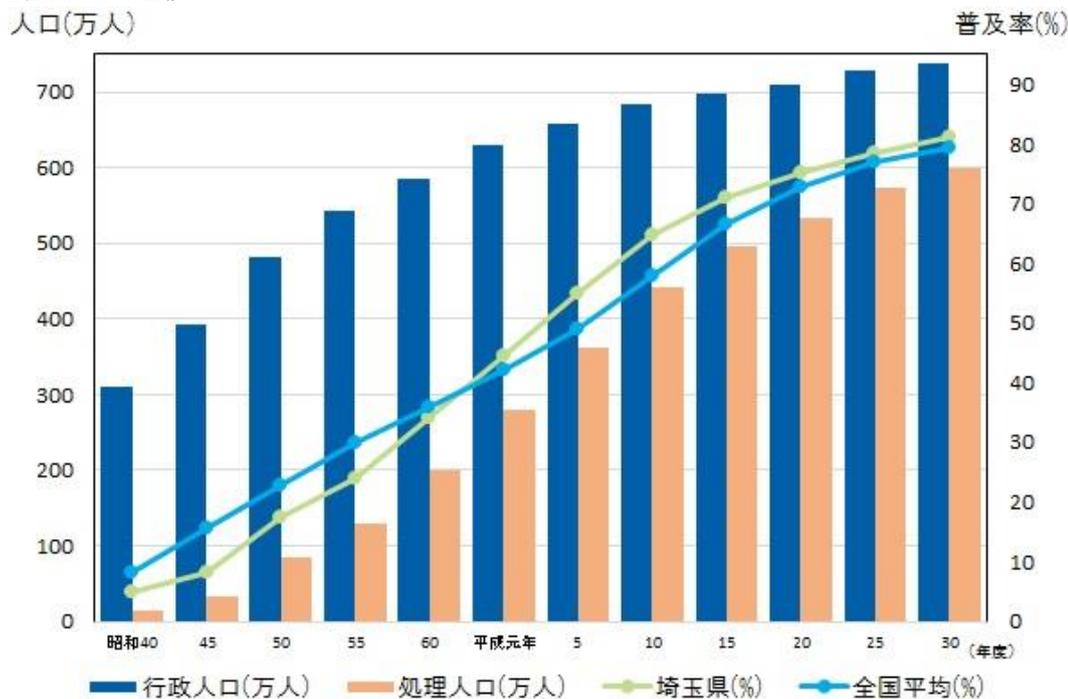
汚水処理の早期概成を進める市町村を支援するため、下水道整備推進重点化事業の要件を緩和し財政支援の拡充を図ること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 平成26年1月に策定された「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」では、今後10年を目途に各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること（概成）が求められている。
- ・ 本県の下水道普及率は全国平均を上回っているものの、普及率が低迷している市町村も存在している。
- ・ 未普及解消には交付金の活用が不可欠だが、市町村の所要額が確保できていない。
- ・ 平成27年度から国は下水道整備推進重点化事業により重点配分事業として未普及解消を支援しているが、採択要件が厳しく、本県では十分活用できていない。

### ◆参考

○下水道普及率の推移



年度(末)	40	45	50	55	60	平元	5	10	15	20	25	30
埼玉県 (%)	4.8	8.1	17.4	24.1	34.1	44.5	54.8	64.7	71	75.2	78.6	81.2
全国平均 (%)	8.3	15.6	22.8	29.8	36.0	42.0	49.0	58.0	66.7	72.7	77	79.3
全国順位	-	-	16	12	10	9	8	7	9	12	13	13

※「埼玉県生活排水処理施設整備構想」における下水道普及率の目標値は2025年度までに86.9%

○普及率の低い市町村（平成30年度末）

美里町：7.1% 神川町：12.6% 上里町：15.5% 寄居町：24.7% 吉見町：25.9%

### 3 下水道に接続する生活保護世帯等に対する財政支援の拡充

【国土交通省】

#### ◆提案・要望

接続率の向上を図るため、生活保護世帯等へ市町村が行っている排水設備整備の助成制度等に対して、国による財政支援の拡充を図ること。

#### ◆本県の現状・課題等

- 生活保護世帯へは、水洗化工事に伴う排水設備の工事に対する補助として「下水道水環境保全効果向上推進費補助金」制度があったが、平成22年4月1日付で廃止された。
- 社会資本整備総合交付金制度への移行に伴い、社会資本総合整備計画の基幹事業に伴う効果促進事業に位置付ければ、交付できるようになった。
- しかし、既に下水道の整備が完了している地域では、社会資本総合整備計画で効果促進事業に位置付けることが困難であり、生活保護受給者や高齢者、年金受給者などの接続が金銭面において課題となっている。
- 下水道への接続率を向上させることは、下水道事業の経営安定化のみならず河川等の水質改善を進める上からも重要であり、国による財政支援の拡充が必要である。

#### ◆参考

○下水道への接続率

年度(末)	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
下水道接続率(%)	94.9	95.4	95.5	95.7	96.0